

第3回 「新しい公共」推進会議 議事録

1 日時： 平成22年12月13日（月）16:30～18:06

2 場所： 官邸4階 大会議室

3. 出席者：

（委員出席者）

秋山 をね （株）インテグレックス代表取締役社長
浅岡 美恵 気候ネットワーク代表・弁護士
小澤 浩子 東京都赤羽消防団副団長
加藤 好一 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長
金子 郁容 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
兼間 道子 特定非営利法人日本ケアシステム協会会長・新しい公共をつくる市民キャビネット共同代表
黒田 かをり CSOネットワーク 共同事業責任者
佐野 章二 ビッグイシュー日本代表
白井 智子 特定非営利活動法人トイボックス代表理事
高橋 公 特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター専務理事・事務局長
坪郷 實 早稲田大学社会科学総合学院教授
早瀬 昇 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事、特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事
藤岡 喜美子 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長
向田 映子 女性・市民コミュニティバンク理事長
山口 誠史 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）事務局長・理事

（政府出席者）

菅 直人 内閣総理大臣
仙谷 由人 内閣官房長官
玄葉 光一郎 内閣府特命担当大臣（「新しい公共」）
古川 元久 内閣官房副長官
鈴木 克昌 総務副大臣
鈴木 寛 文部科学副大臣
小宮山 洋子 厚生労働副大臣
逢坂 誠二 総務大臣政務官
福嶋 浩彦 消費者庁長官

峰崎 直樹 内閣官房参与

(党出席者)

松井 孝治 「新しい公共」調査会会長代行

岸本 周平 「新しい公共」調査会事務局次長(筆頭)

4. 議題：

- ・ 今後の取組について
 - ・ 意見交換
-

○金子座長 ただいまより第3回「『新しい公共』推進会議」を開会いたします。

本日は、北城委員、寺脇委員、中竹委員、新浪委員、西田委員が所用により御欠席となっております。本日はいつものとおり、インターネットで会議の様態を公開しております。また、会議終了後、内閣府ホームページで動画配信予定としております。

まず、開会に当たりまして、菅総理からごあいさついただきたいと思ひます。突然でございますけれども、よろしくお願ひします。

○菅内閣総理大臣 今日日は「新しい公共」推進会議、前回は欠席をさせていただきましたが、その前に出たときにはワン・オブ・ゼムという形での私の参加ということでありました。ただ、今日はお聞きますと、推進会議として私の方に総理という立場で提言をいただけると聞いておひまして、そうした提案をいただけることをまづもってお礼申し上げておきたいと思ひます。

今、具体的な問題で二、三、物事が内閣としても進んでおります。1つは、鳩山政権の時代からの大きな懸案でありました、いわゆる税制の問題。寄附控除を税額控除 50%という問題について、現在、政府税調等で議論をしていただいております。

また同時に、NPOでのそうした減免措置等を受けられる要件についても、いろいろ議論をいただいていると聞いております。更には「仮認定」の問題なども議論をいただいているということでもあります。そういったことで、今日はある意味ではこの議論のある節目という位置づけができるのかとも思っております。そういったことで皆さん方のこれまでの御苦勞に感謝しますとともに、1つの段階を踏んで、更に「新しい公共」というものの考え方あるいは実践が進んでいくように、内閣としても、政府としても、努力をしていきたい。このことを申し上げてあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

○金子座長 続きまして、「新しい公共」担当の玄葉大臣からごあいさついただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○玄葉内閣府特命担当大臣 皆さん、どうもこんにちは。いつもありがとうございます。担当大臣として一言申し上げたいと思ひます。

ただいま、菅総理から税制の話がありました。予算の方は後ほど逢坂政務官からも詳しく説明をいただきたいと思ひますけれども、皆様からさまざま御提案のあった市民公益税制の關連について、正式には 16 日に予定されている政府税調の大綱で決まりますけれども、ほぼパーフェクトと申し上げてよいかと思うくらい状況にある。先ほど総理からもお話があった、税額控除の話あるいは P S T (パブリック・サポート・テスト) の要件の見直しなど、これは画期的であり革新的であるというふうに、少し胸を張りたいと思ひます。それは、今日、松井さんに来ていただいておりますが、党の全面的なバックアップがあったということも強調しておきたいと思っております。私も政府の税制調査会の会長代行でありますので、これはとにかく責任を持って決めたいということ改めて最後の決意として申し上げておきたいと思ひます。

何しろ私たちの国は寄附文化が育っていない、非営利団体に対する寄附支援額は GDP 比で 0.02% だということです。アメリカは 2.2% あって、イギリスは 0.8% あるということでありまして、今回の措置、政策の導入によってかなり進んでいくことを期待したいと思ひますし、その進捗

状況を見ながら、また私たちとして何ができるかということを考えていかなければいけないだろうと思います。私は「活私豊公」という言葉を言っていますが、自らの得意分野を生かしながら、自然とそれが社会の隅々までニーズに応えられるような、結果としてそういう日本になるような国づくりができる環境をつくっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

○金子座長 ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○金子座長 プレスが退席されている間、少し今の話を受けてです。寄附文化は日本に根づかないとよく言われますが、阪神・淡路大震災の前は日本にはボランティア文化はないと言われました。早瀬さんは多分一番そのことを御存じだと思いますが、私も多少お手伝いしましたけれども、あっという間にボランティア文化は根づいた。今度の革新的な改革が実現すれば、そういうことも起こるかもしれないと期待しております。

それでは、逢坂政務官の方から、税制・予算、特に税制についての取組みの状況について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○逢坂総務大臣政務官 政務官の逢坂でございます。私からは3点について説明をさせていただきます。

1点目は、市民公益税制PT報告書の主な内容。2点目は、「元気な日本復活特別枠」に対する「新しい公共」関係予算要望の状況。3点目が平成22年度補正予算に計上された内閣府の「新しい公共」支援事業の今後の取組み。以上でございます。

まず最初に、参考資料2をご覧ください。横長、後ろの方でございます。前の方には資料1とか2がありますけれども、参考資料は後ろの方に付けてございます。緑色のA4の横サイズのものでございます。よろしいですか。

市民公益税制PTが12月1日にまとめ、税制調査会に報告した報告書の主な内容をまとめたものが参考資料2でございます。

まず、(1)の寄附金控除の見直しをご覧ください。認定NPO法人に対する寄附について、所得税において寄附金額の40%を税額控除できることとし、所得税と個人住民税で併せて50%までの控除を可能とします。また、一定の要件を満たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人についても、認定NPO法人と同様に税額控除を導入します。いずれも平成23年分の所得から適用することとしております。

次に(2)認定要件の見直しについては、パブリック・サポート・テストの要件について、年3,000円以上の寄附者が年平均で100人以上とする絶対値基準を新たに導入するとともに、経常収入に占める寄附等の割合について、これまで暫定的に5分の1以上としていた基準を恒久化し、絶対値基準と現行方式のどちらでも選択できるようにします。また、小規模法人の特例等についても、引き続き措置いたします。いずれも平成23年度から措置することとしております。

地域主導の税制の仕組みについては、(2)の認定要件見直しにおきまして、自治体が条例で個別に指定した法人について、PST要件等を免除することとし、平成23年度から措置することと

しております。

次に、地方公共団体が決定する仕組みの導入、いわゆる「仮認定」制度や事後チェックにつきましては、(3)の新たな認定制度の創設をご覧ください。法人のスタートアップを支援するため、PST要件以外の要件を満たせば、3年間寄附金控除の対象とする、いわゆる「仮認定」制度を導入します。また、NPO法人と身近に接する地方公共団体が認定を行う仕組みをつくるため、国税庁に代わって、都道府県が認定を行うこととしております。併せて、認定NPO法人となるための間口を広げる中で、その質を維持し、市民からの信頼性を確保するための監督規定などを整備することとしております。

以上、推進会議からいただいた御提案に沿って、市民公益税制PT報告書の主な内容を説明いたしました。いずれも御提案を反映した内容となっております。

次に参考資料4をご覧ください。参考資料4もA4の横、上の方に水色のカラーが付いているものでございます。

「元気な日本復活特別枠」に対し、総額1,833億円の「新しい公共」関係予算の要望が各府省から行われておりましたが、玄葉大臣が議長を務める評価会議におきまして、推進会議で御提案いただきました「新しい公共」関係予算の原則も踏まえて、優先順位付けが行われたところであります。今後、総理が具体的な配分額を決定される予定となっております。

最後に、参考資料5をご覧ください。特別枠で要望しておりました内閣府の「新しい公共」支援事業のうち、都道府県に交付する経費、87億5,000万円につきましては、平成22年度補正予算に計上されました。

「新しい公共」支援事業は、「新しい公共」の活動の阻害要因を解決し、担い手の自立的な活動を後押しすることとしております。具体的には、

- ①NPO等のつなぎ融資の負担解決。
- ②融資利用円滑化のための取組み。
- ③財務諸表の作成等の活動基盤に対する支援。
- ④寄附募集の環境整備。

⑤行政が独占してきた公をNPO等に関くモデル事業。これらに必要な経費を都道府県に交付することとしております。

12月16日には、本事業のガイドライン等に御議論いただく「新しい公共」支援事業運営会議の第1回会合を開催した上で、国民への意見募集を開始する予定としております。

推進会議の委員の皆様からの御意見も踏まえまして、本事業の執行を進め、「新しい公共」の取組みを定着・拡大して参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、今の御説明に関して、御意見、御質問があったらと思っておりますが、今回は事前に多くの方から意見の提出をいただいております。基本的にはその意見をいただいた方を優先させていただきたいなと思っておりますが、そのほかの方も御意見をいただければと思っております。総理は2分間、玄葉さんは3分間でご発言されました。委員の方は1回3分

を守っていただいて、また今日はなるほどなるほどが連発にならないようお願いできればと思います。そうしていただければまた第2ラウンドもあると思います。また、なぜ玄葉さんが「新しい公共」関連予算に「C評価」を付けたのかという文句ではなしに（笑）、前向きな発言でいただきたいと思います。

それでは、最初、指名させていただきます。早瀬、山口、黒田の連名で、今の税制に関して何点が御意見をいただいているので、それから始めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。○早瀬委員 ありがとうございます。今日、私ども資料7で意見書をまとめておりますけれども、今、御説明いただきました税制の改正は歴史的改革と言えるほどの政権交代の成果であったと私ども高く評価しておりますし、マスコミで余り報道されていないのが非常に残念です。（いつもカメラがはいりますが）何しに来たんだと思っているんです。

（ただし）画竜点睛を欠く部分を3点ほど感じている部分があって、その点だけ御説明させていただきます。今日、お手元の参考資料3で、市民公益税制PTの12月1日に出された報告書が出ておりますので、そこに書いてあることとの関連なんです。1つは大変細かいことのように思われるかと思いますが、結果的に言うところこれが制度を崩してしまいかねないと思っております。「仮認定」の取り消しの場合の欠格事由の中に社員というものが入っているんです。そのときの社員、要はたまたま正会員であった人がいたことがほかの団体にその方が移られたときに「仮認定」が受けられなくなるのはかなり特別な話でありまして、役員ならばよくわかるんですけれども、社員というのはたまたまそのときにいて、しかも非常に異動するわけですね。ここは是非役員（だけ）でお考えいただければと思っていることが1点でございます。

2点目は、報告書の11ページにあります、みなし寄附金の件で監督規定。これは今日の参考資料2の方でも出ておりましたけれども、監督規定を社会福祉法人と同等のものというふうなものがありましたが、私（の所属）は社会福祉法人でありますので、よくこの辺りのところはわかっておるんですが、社会福祉法人とNPO法人は全く違うタイプの法人です。社会福祉法人というのは、社会福祉法で限定列挙された事業についてのみ社会福祉事業とするタイプの事業でして、その執行に関して極めて細かい形（のタガがはめられた）上で（認可を）受けるんです。中身よりも（細かい）形で（認可を）受けます。それと同じようなタイプの監督をNPO法人にするというのは、かなり趣旨が違ってくるのではないかと。どうしてもみなし寄附金という制度によって損金参入を社会福祉法人なみにすることが必要だということであるならば、逆にみなし寄附金制度は返上してもいいというぐらいに思っておりますけれども、監督の仕組みが違うことを是非、御理解いただきたいということが2点目です。

3点目は、12月1日の報告書では「あれ？」と思ったんですが、10日の税調の最終整理案では抜けていたので、あえてなんです、例の新しいPSTの絶対値基準で、寄附者の水増しを防止するためにということで、最初は社員（いわゆる「正会員」）からの寄附をカウントしないという規定になっておりました。12月10日の分ではこれが抜けておりましたので大丈夫かとは思っておりますけれども、役員はともかく社員からの寄附というのは是非寄附の絶対値基準（のカウント）に入れていただきたい。

税制に関して3点です。

○金子座長 最初から非常に鋭い御指摘なんですけれども。

○早瀬委員 細かいことを申し上げまして済みません。全体はすばらしいと思います。

○金子座長 非常に大事なことだと思います。

逢坂さん、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官 3点御指摘をいただきました。ありがとうございます。重要な指摘だと思います。まず最初の「仮認定」の取り消しを受けた法人に関わる役員等の欠格事由について、社員は対象から外すべきではないかという御指摘でございますが、これについては御案内のとおり、社員が社員総会で評決権を要するなど、法人の運営に影響力を非常に大きく持っているということを考慮して入れたものと考えております。

しかしながら、新たな認定制度については、今後内閣府において具体的な検討を進めていくということにしておりますので、今日の御指摘も踏まえて検討してまいりたいと思います。

2点目でございます。みなし寄附金制度、監督規定でございます。これについても、監督規定をどのように具体化するという点も含め、今後の新たな認定制度について内閣府において具体的な検討を今日の御指摘も踏まえてやってまいりたいと思っております。ここはなるべく御指摘の問題が解決されるような方向で考えられないかと思っております。

最後でございますが、もう既に早瀬委員も御案内かと思いますが、最終報告書の中においては社員の文言は削除しておりますので、この方向で調整されるというふうに御理解いただければと思います。

以上、3点でございます。

○金子座長 ありがとうございます。税制に関してほかに御意見はございますか。

では、坪郷さん、お願いします。

○坪郷委員 短く。やはり早瀬さんが言われたように、今回の改革というのは、歴史的な画期的なことだと思います。それであるがゆえに、できる限りこの制度が利用されやすいように普及できるように実施されるべきだと思いますので、早瀬さんが言われた点、逢坂さんも受け止めると言われていましたので、是非実現していただければと思います。

一言だけ。

○金子座長 ありがとうございます。3,000円、100人で認定というと、我々委員も100人に伝えてちゃんと広報するようにしておきたいと思っております（笑）。

それでは、ほかにここの件でございますでしょうか。また後で御意見をいろいろ伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

これは今後立法過程に入り、法案ができて国会で審議をされるということによろしいでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官 はい。

○金子座長 是非そのところは政府と党に頑張っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の議題ですけれども、前回の推進会議で専門調査会、詳しくは「政府と市民セクタ

一等の何たらかんたら」というものですが、専門調査会の設置をお認めいただきました。その第1回会合が実は12月8日に開催されましたので、松山統括官からその概要について簡単に御報告いただきたいと思っておりますのでお願いします。

○松山統括官 松山でございます。手短に専門調査会の御報告をさせていただきます。お手元に資料2という縦長の資料がございます。「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会の進め方について」。これが12月8日に専門調査会で使われた資料でございます。これをごらんいただきながら御説明をさせていただきます。

この専門調査会につきましては、当推進会議の第1回の会議におきまして、開催について御決定をいただいたところでございます。4ページ目に専門調査会の構成員が出ておりますけれども、この市原さん、稲継さん、井上さん等でございますが、稲継さんに座長になっていただくということで、また他の委員の方も含めまして、金子座長から御指名をいただいております。このメンバーの方々によりまして、12月8日に第1回会議が開催されました。当推進会議からも兼間委員、坪郷委員、寺脇委員、藤岡委員、この4名の委員に御出席をいただいております。

専門調査会の検討事項に関してでございますけれども、この資料2の1のところは3つ書いてございますけれども、当推進会議で御決定をいただきました専門調査会で検討していただくべき事項に沿いまして、(1)～(3)まで「新しい公共」と行政の関係の在り方、(2)が「新しい公共」を支える法人制度の在り方。(3)でNPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みの在り方という3つにつきまして検討を進めていただくということ。また、必要に応じましてワーキング・グループを開催するということにつきまして、基本的に了承をいただいたところでございます。

また、専門調査会におきましては、当推進会議との役割分担、連携の在り方、こういったことにつきましてもいろいろ御議論がございました。

3ページ目に、「新しい公共」推進会議と専門調査会、またその下に置かれる予定でございます、情報開示・発信基盤ワーキング・グループ、これらの関係を整理した流れの図でございますけれども、来年以降、こうした役割分担、流れで御議論いただく。すなわち、専門調査会で行っていただく論点整理、対応の方向性、これにつきまして推進会議に随時御報告いただく。これを基に当推進会議では、政府に対する提案としてのとりまとめをしていただくという関係でございます。基本的にはこのような関係で進めていただければと考えてございます。

最後になりますけれども、専門調査会におきまして、銀行にございます休眠口座を活用した基金を創設すべきではないかという新しい御提案が駒崎委員の方からございました。この御提案に関しましては、本日この会議を御欠席されておりますけれども、寺脇委員から資料10として資料が提出されております。駒崎委員の御提案を反映した形で資料をいただいております。御参考までに御報告申し上げます。

専門調査会についての御報告は以上でございます。

○金子座長 ありがとうございます。専門調査会についての御質問なり御意見、坪郷さん、お願いします。

○坪郷委員 私も前回（専門調査会に）出席をさせていただいたんですが、1点だけ新しい課題として、駒崎委員の方から休眠口座について御提案がございました。新しい課題ではありますが、これについては非常に重要な課題だと思いますので、これから推進会議・専門調査会で議論をすることは必要ではないかと考えております。

更には別のグループですが、やはりこの問題の調査研究を行って提案をまとめているところがありますので、それについては次回の推進会議で私の方から紹介をさせていただければと考えております。以上です。

○金子座長 ほかに専門調査会について、いかがでしょうか。基本的にはこの推進会議が大枠というか、基本的なところを議論し、専門調査会で具体的なところを決めていただくと。それがまた我々のところに戻ってくるということで進めたいと思っておりますが、勿論、専門調査会にはある程度の独立性は持っていただいて、自由に議論をしていただきたいと考えております。いかがでしょうか。浅岡さん、どうぞ。

○浅岡委員 私も仕事柄、こういう休眠口座はよく拝見します。もしこういうことができるならば大変画期的なことだと。先ほどの税制の問題も政権交代と同じくらい困難なこととってきたことが動くわけではありますが、こういう部分で銀行、ゆうちょなどが積極的に動けば、実際はとても大きいということを私たちは仕事の中で実感をしています。

それから、こういう銀行、郵便局だけではなくて、いろいろ預かり金事業をやっているところが結構あります。そういうところでも年の償却のものが億単位であるというのが現実ですので、是非とも活用いただきたいと思います。

○金子座長 ありがとうございます。専門調査会は先ほど説明のあった資料の最初に書いた3つの事項に関わるものやっただけということでございます。勿論、何か具体的なものがあれば、調査会でその他の議論をしていただくことはあると思いますが、余りたくさん10も20も議題があると調査会が爆発してしまいますので、その辺は調査会の方にお任せしていきたいなと思っております。なお、この推進会議でも勿論新しい今のような議題がございましたら、どんどん取り上げていくことは可能でございますので、御提案いただければと思います。

それでは、ほかに。兼間さん、お願いします。

○兼間委員 今の御意見ですけれども、休眠口座の財について、気が付いたら政府が取り込んでいたということのないように、監視をいたしたいと思っております。以上です。

○金子座長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 運営に関することですが、今日は1時間半のお時間をいただいておりますが、どういう割り振りなのか。駒崎さんの提案を私も個人的に伺ったことがあります。これだけ多くの委員が御関心を示されており、専門調査会とこの推進会議との関係にも絡みますが、具体的な提案があれば、どんどん御説明をいただいた方がいいと思います。

ある段階まで貯めて、例えばコンパクトの在り方ということについては、ある程度詰まった提案をいただいて、議論することが必要でしょうけれども、余り長く持って回った運営をするよりは、どんどん具体的な構想について御提案をいただいて、政治の意思で早くやった方がいい。

来年の2月とか3月、予算委員会や国会の状況も非常に流動的ですし忙しいですから、本日も時間があれば、提案者がいるなら提案者にここで説明をさせるというようなことも含めて、是非弾力的に御対応いただいた方がいいのではないかと私は思います。

○金子座長 わかりました。それでは、次の方に進みたいと思います。本日の議題は、今後この推進会議はどのような形で何を扱っていくかということを議論したいと思います。今の松井さんの議論も含めてでございます。

前回、座長の方から『新しい公共』に係る取組の深化に向けて」というペーパーを出させていただいております。それに関しても今日いろいろと資料を提出していただきましたが、今日その議論をしていただき、また今は松井さんの方から提案があった具体的なものを出していただくことも構わないと思いますので、今日はいただいた意見、今日また新たに御意見をいただきまして、十分に議論をしていただき、できましたら、それを私の方で前回提出したものととりまとめて、次回にそれを改めて決めていくということをしてしたいと思います。

ですから、今日はある意味で少しオープンディスカッション、基本的には皆さんにいただいた取組み意見書に基づいて、それについて、また議論をしていただきたいと思います。機動力を持って、決められることはどんどん調査会を待たずにやるというのは大賛成でございます。

それでは、私の方からテーマの順番でこんな形で行くと議論が進むかなということを少し考えてまいりましたので、それに沿って皆様方の御意見をいただきたいと思います。本日御欠席の北城さんの方から意見がございます。内容はここでは御紹介いたしませんけれども、深化の3つの項目について御意見をいただいておりますので、読んでいただければと思います。

それでは、最初に政府行政とNPOの関係について幾つか御意見をいただいておりますので、それについて議論をしたいなと思っております。最初に藤岡さん、兼間さん、高橋さんの方から出ておりますので、どなたかよろしければ、3分以内でよろしく願いしたいと思っております。

○藤岡委員 それでは、資料11をごらんください。先日、専門調査会の方にも出席をさせていただきました。その中で今後の政府とサードセクター、市民セクターとの協約の進め方について、少し具体的な案をお示しした方がいいのではないかとと思ひまして、本日提案をさせていただきます。

私からはサードセクター側の経営者の立場として、お話をさせていただきたいと思っております。今回の市民公益税制に関しましては、非常に画期的なことだと思います。ただ、サードセクター組織の資金調達には会費寄附のみならず、実施事業であるとか公的資金であるとか、いろいろなものの工夫の中でその経営を成り立たせているというのが特徴です。

英米のNPOの収入構成というものの平均値を見ますと、会費とか料金の収入が50%、公的資金が40%、寄附が大体10%くらいです。日本の場合は寄附が3%ですので、こういった税制の改革というのは非常に有意義だとは思いますが、実際のところは公的資金が40%を占めているということで、ここの部分で政府行政とサードセクターとの関係を整理していくのは、非常に重要だということをとらえながら、各論に入る前に全体的なイニシアティブとしてのこういった日本版コンパクト。名前はまた考えていただきたいと思いますけれども、これを早い段階で提携の準

備とか方向性を出すことが必要ではないかと思っています。

特に政策立案段階から関わっていくということは当然のことだと思います。それにおいては、まず行政側が行政経営が可能となるような、そういった評価の仕組み。特に成果志向ですね。成果が図れるような仕組みがまず確立されているのが大事だということです。

次に実施の段階においては、外郭団体などへの随意契約であるとか、特定の補助金であるとか、こういったものを見直し、参入規制を緩和しながらも、この段階で公平で透明な事業委託であるとか指定管理者であるとかバウチャー制度であるとか、こういったものが実施されていくことが非常に重要であり、今、既にいろいろな都道府県なり市町村さんなりでこの制度が進んでいる中で、このルールがきちんと示されていないということで、混迷しているのではないかと思っています。地方分権の時代ですので、それぞれの市町村さんが行っていくことですが、政府としての大きな方向性が必要であろうということで御提案をさせていただきます。

策定過程におきましては、3ページの前段のところをごらんいただきたいと思います。できるだけ多くのサードセクター組織や行政職員の方たち、市民の方の意見を集約する形で進めていただければと思っています。どこか途中の段階で大きなシンポジウムなどで総理にお話をいただいたりとか、そういったところで進めていただけたらなと思っております。具体的なところは、またごらんいただければと思います。

○金子座長 ありがとうございます。この話題は円卓会議からの継続で大変重要なところだと思いますが、加藤さんも大分意見をいただいたと思いますが、何かございますか。

○加藤委員 この項での意見ということではなかったんですけども、よろしいですか。

○金子座長 どうぞ。

○加藤委員 座長に提案をいただいた、これからの深化に向けての各項目については、大きな方向性として、わたしは賛成の立場に立っております。毎回毎回大部の資料を出ささせていただいて本当に申し訳ないと思っているんですけども、かつまた一貫して同じことを言い続けていて非常にこれも恐縮しておりますが、今回出させていただいた趣旨は座長提案のとりわけ3番に関わるものとして、改めて協同組合の役割というものが重視される必要があるのではないかとということであります。

ずっと協同組合と言っているんですけども、一言で協同組合と言っても新しい公共という言葉に対応するように、旧来型の協同組合と新しい協同組合と非常に役割の使命を意味するものとして、今日、世界各地に存在して、それぞれがそれぞれに活動に担って、有意義な成果を上げているという実態があると私は認識をしております。

今回の資料はそういう中で、特にイギリスとイタリアの例において、社会的協同組合という新しい協同組合の形を御紹介させていただきました。私の資料4の3枚目にイタリア社会的協同組合の特徴ということで、特に③（誤植が一部ありますが）に、従来の協同組合に比べ、今日の公共的利益を志向し、利用者、労働者、ボランティアのマルチステークホルダー型組織志向という文言があります。こういう方向で非常に新しい活動分野を政府あるいは行政の関係性を有機的に築く中で、さまざまな取組みがされておるといふふうに私は認識をしております。

日本でもこういう流れに向かう。私ども生協グループもその一つだと自認をしておりますけれども、その実態が世界の実態も含めて、十分に明らかにされていない。であるがゆえに、私がかくどく申し述べさせていただいているように、協同組合が新しい公共で担うべき役割が明確になってこない。こうした問題も、残念ながらこのような事情に基づくものであるように考えております。ですから、なかなか難しいところがあるかとも思いますが、そういう方向での実態調査と、そういう目線による協同組合の役割を改めて御理解いただければ非常にうれしいし、我々は日々やっている例えば生活クラブ組合員も元気が出てくると考えておりますので、ひとつよろしく願いたいと思います。以上です。

○金子座長 総理がそろそろ御退席ということですが、何か一言ございますか。

○菅内閣総理大臣 実は昨日でしたか、一昨日でしたか、山形の庄内に行って、米どころの話を聞いてきました。そういうところでも言うまでもありませんが、個々の農家というよりも今やいろいろなグループをつくって、その活動がまさにNPO的な形、あるいは共同組合的な形、いろいろな形が、うまくいっているところがまさにうまくいっているというか、やはり生産者、消費者の顔が見えるような関係性をつくれているところが、それこそ六次産業化といったようなことも含めて、自然に進んでいるという感じがいたしました。

そういうことで、この新しい公共というものが本当に、農業とかそういうものの再生においても非常に大きな役割を果たしてもらえないのではないか。あるいは果たしてもらえなければ、なかなか進まないのではないかということも感じたということをちょっとだけ申し上げて、済みません、いつも途中で出てしましますが、ありがとうございました。

○金子座長 仙谷官房長官もそろそろ御退席ですが、何か一言ございますか。大丈夫ですか。

(菅内閣総理大臣退室)

○金子座長 それでは、佐野さん、どうぞ。

○佐野委員 加藤さんの協同組合の提案ですが、生活協同組合には、真の新しい公共の担い手になって、頑張ってくださいと思っているんですけれども、特にイタリアの社会的協同組合のB型というのがあるんです。これは社会的に不利な立場にある方、つまり社会的に排除され、普通の形では労働市場になかなか参加できない方々の一定割合が構成メンバーになって、いろいろな事業をやります。そういう方々がむしろ社会のため、地域のために事業ができない場合はどこに行くかという、例えば病院に行ったり、施設に收容されたりするんです。そういう意味合で、社会的に不利な立場にあって、労働市場にそのままでは参加できない人たちにとっての、中間的といいますか、媒介的といいますか、そういう労働市場を形成していく。それを推し進めていく一つの担い手になるのではないかと思います。

そういう観点から、それは医療や福祉の在り方も抜本的に見直していくということにつながると思いますので、むしろ協同組合にこだわった議論ではなくて、そのような視点からの制度化を検討されるといいのかなと、思います。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、政府と非営利セクターの関係ということについては、他にどなたかありますでしょうか。坪郷さん、どうぞ。

○坪郷委員 私の資料は9ですが、その中で幾つかの論点があります。市民セクターと行政の関係の在り方というところだけ、まず発言させていただきます。

1つは、いわゆる協働とか協働契約と言われている動きがありますが、これも含めて現在は公的資金を活用していく形でNPOや協同組合も含めた、新しい公共の担い手が取り組むときは、委託契約あるいは負担金・補助金という形でのものに限定されているわけです。これは補助金の問題や会計法、地方自治法の枠組みがもともとあって、これ以外のタイプのものをするにはできないという法的な制約の問題が一つあるだろうと思います。その意味では、従来の委託契約や補助金とは違ったタイプの関係を自治体とNPOの間でつくれるように整備をすべきではないかというのが1点です。

それと同時に、協働という言葉がよく使われているのですが、私はむしろ市民事業という形で市民事業契約という新しい言葉を使って、新しい概念がつかれないだろうかと。そのときに市民事業入札制度といった形で、総合評価という、新しい公共指標を入れたような、総合評価指標による入札制度というような整備ができないだろうかと考えております。

更には人事交流の話も上がっていますので、これも「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」があって、行われているわけですがけれども、国と自治体と新しい公共の担い手の間の人事交流を促すような法的な整備も課題として挙げられるのではないかと思います。

○金子座長 ありがとうございます。テーマを限るのは面白くないので、どんどん自由に発言していただければと思います。向田さん、お願いします。

○向田委員 私は、深化に向けての御提案の3番のところの「新しい公共」の担い手の活動基盤整備の社会的企業等を支える環境整備の在り方ということについて提案したいと思います。私の提案は3つです。

私どもは、いわゆるNPOバンクと呼ばれているんですけども、社会的企業等を支えるまさにNPOだと思っています。現在、私どもにふさわしい法律がないということで、お金を集めるときには金商法、融資をするときには貸金業法の規制を受けています。これまでそれぞれ適用除外ということで、いろんな適用除外を受けたんですけども、やはり借物の洋服をずっと着ているということをずっと思っているんです。

仮ということですけどもNPOバンク法の概要として、設立から監督官庁までの案というのをここに書いております。例えば持分出資のものと貸付と組合出資と寄附の4つを合わせた非営利バンク法人、名前はいろいろあるでしょうが、是非これを検討していただきたいというのが1つです。

2つ目が、出資型非営利法人制度の検討を是非できないかということです。私どもは、いわゆる社会的企業や市民事業に融資をしているんですけども、そのときに大事なことは、ヒト・モノ・カネに知恵と時間と労力が必要だという指標を持っています。ただ、やはりお金というのもすごくその団体にとっては大事だということで、資本金の額とか構成は見るわけです。我々からしますと、NPOに貸している割合は今、7割なんです。ところが、ワーカーズの場合はみんなが資金を出し合っているわけですが、出資という概念がないので、NPO法人になるときに全部それを返してしまったりしていて、結局、資本がないのに事業ができるという不思議なことになっているわけです。

私どもでNPO法人に融資をするときに、お金はどのぐらいあるのか、みんながどのぐらい覚悟したのか、それがなかなかわからない。ヒアリングをしてわかる場合もありますけれども、やはり自己資本がない団体には、基本的には本当は貸せないわけですので、借入金でやっているところもかなりありますが、その性質や構成を調べるわけです。

そこで私どもが常々この十何年間思ってきたんですが、出資型の非営利法人制度をつくっていただきたいということです。やはり自己資本というのは、事業を行う際の種というか、シードですし、新しく事業を始めるときには、構成メンバーの方々の覚悟であり、社会的信用だと思えます。ですから、是非制度化ということを検討したらどうかということと、配当のことがありますけれども、それはなくてもいいのかなと現在のところは思っております。

もう一つは、失業中の若者や障害者の就労支援。先ほどB型の協同組合の話がありました。私も昨年、イタリアのB型協同組合に調査へ行ってみまして、日本にもこういうものがあつたらなということをおもっているのですが、実は神奈川で、日本でもやってみようよという動きがありまして、瀬谷の駅の商店街の中で、惣菜とお弁当の店で、いわゆる作業所ではなくて、そういう就労困難な特に若者ですね。これまで働いた経験がないニートと呼ばれている若者を雇って運営しているところがあるんですが、ここで困っているのは、そういうところに支援をする制度がないということなんです。例えば障害者の場合には支援制度がありますけれども、全くないということで、いろんなボランティアの方が手伝っている状況ですが、これは継続するのが難しいなと思っておりますので、無業とか失業中の若者の就労支援をする制度というのを是非検討して、あるいは調査をしたらどうかというのが私の提案です。

以上です。

○金子座長 前は推進会議の意見を出すことのタイムリミットがあつたので、かなり税制のことに限ってお話をいただきましたが、今日はとにかくいろんな言いたいことというのもおかしいですけども、どんどん言っていただきたいと思えます。

今、資料1で深化という私が出したペーパーについて語っていただいていると申し上げましたが、無視するというのではちょっとおかしいですが、これからどうするかということに関して、先ほどの松井型みたいに、どんどん提案を出していくのもいいと思えます。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 今のようなお話をされるのであれば、そういう提案を、寺脇委員がいないのだったら、駒崎さんが説明するとか、わっと残り時間で行ったらいいのではないのでしょうか。ペーパーをまとめることが今日の目的ではないのではないのでしょうか。

○金子座長 今まで税制のことばかりだったので、これからこれをどういうふうにするかというのは、まだ議論されておりました。そういう意味では、いきなり当てるとまだ準備ができていないようなので、皆さんいろいろ御提案をいただきましたので、今日はまだ時間がかなりありますので、この機会に是非。

では、兼間さんお願いします。

○兼間委員 言いたいことを何でも言ってよいとのことでしたので一言失礼いたします。

逢坂政務官の方から、3つの点について御説明いただき、その後、早瀬委員また坪郷委員からも

コメントがあったとおり、これらの事項が成就すれば、我が国の方向性が変わっていくように感じました。

さて、会議の脈絡が崩れるかもしれませんが、先ほど早瀬さんが NPO 法人欠格事由について、役員に限定すべきとのご意見がございました。社会福祉法人と同じ扱いにはなりにくいように思います。社会福祉法人の場合は、理事会が審議決定機関ですけれども、NPO 法人は総会で議決になっています。おっしゃる懸念はわかります。参画する社員の裾野を広げる点で役員に限定するのは良いですが、それでは横構造の NPO が違った形態になりかねません。逢坂政務官の方で答弁されたとおり、よくよく議論していただきたいと思います。

それから、総理が退席するときに、この円卓会議は大きな役割を果たす筈とおっしゃられましたけれども、お金の視点だけではなく、人材育成も大切です。事業は人なりといいます。藤岡委員のご提案もおっしゃるとおり、佐野委員から、新しい人材確保、とりわけ福祉について提言がございました。生協の活用ということもおっしゃられましたが、加藤さんには申し訳ないですが、生協、農協、社会福祉協議会などは歴史も古くすでに認知されています。忘れてはならないこととして、日本には取るに足らないと思えるような小さな組織あるいは団体も多くあります。その人たちの多くは資金的にも人材的にも混沌とし恵まれません。にもかかわらず、極めて優れて確かな活動を展開している場合もあります。新しい公共とは、既存にない、これから活躍してもらえる団体、組織をも視野に入れて、小さな声を漏らさず反映させたいと思います。以上です。

○金子座長 どうぞ。

○早瀬委員 今回の兼間さんの件で、おっしゃることもわかるんですけども、私どもの資料 7 の 3 ページを読んでいただければと思います。

「仮認定」の取り消しに関わる役員等の欠格事由に関して、社員の問題はどのように問題であるかということをごにる書いております。時間を取り過ぎてはいけないかと思うんですが、この辺りの議論も踏まえた上で、また検討していただければと思います。

○兼間委員 よく承知しております。本当に難しい問題だと思えます。おっしゃるとおりですが、ただ、NPO は、社員の合意によって総会が責任を持つ点で議論を練る必要があると感じます。削除するのは簡単ですが NPO の根幹がぶれそうでなかなかまとめにくいなあと思って申し上げました。

○金子座長 では、高橋さん、白井さん、山口さん、いきましよう。

○高橋委員 要望ですけども、今日も資料 1 は当日配付ということ。各委員の意見についても当日配付ということで、もし意見が出ましたら、その段階で各委員に情報を流していただけると、大体全体がどういうふうに向こうとしているかがわかると思いますので、そういう努力をひとつお願いしたいと思います。

それから、金子先生からのペーパーの「2. 市民セクター等と行政の関係のあり方」ということであります。私は、最初の自己紹介のときにも申しましたように、地方行政関係の組合に長い間いたということで、行政サービスというのはそもそもどのようなものなのかということについても、現場でたくさんの議論を積み重ねてきた経緯があります。行政サービスの場合、例えば今回の新しい公共が担う行政サービスの範囲をどこまで考えているのかという議論が全然されていない。みんな

「新しい公共」で担っているのか。ここはやはり直営で残さなくてはならないのではないかとこの部分も、どこかでする必要があるのかなと思います。

問題は、行政サービスが行政サービスとして直営で行われてきたのは、歴史的な経緯があるということでありまして、その場合に大事なことは、行政サービスの質の担保をどうするのかということが非常に重要になってくると思うんです。その辺のところを抜きに、例えば「新しい公共」に門戸を開いていくということ。そうすると、NPOもピンからキリまであります。今回も認定でハードルを下げたということで、多くのNPOが認定法人になっていくのでしょうか。その場合に、果たしてそれらが質の担保がしっかりできるような認定NPO足り得るのかどうかということ、どこかできちんと議論しておかなくてはならないのではないかとこのこと。

もう一つ、やはり行政サービスの場合は、公平性の担保ということが非常に重要になってくるだろうと思うんです。そのときに、新しく担うNPOとか、その他の団体の労働条件の確保の問題などもあるだろうと思うんです。公平性の担保とそこで働く者の労働条件をどう担保するのかという議論もどこかでしなくてはならないのかなと思っています。

幾つか後ろ向きな議論に聞こえるかもしれませんが、積極的に推進するのであれば、そういった本来の行政サービスのベーシックなところの議論も一方でしっかりしておく必要があるのではないかと考えております。そういった意味で、この間、長年にわたって行政サービスを担ってきた地方公共団体の労働組合からも、1回まとまった意見を聞くような場があってもいいのかなと思います。それはこの推進会議ではなくて、専門委員会の方でもよろしいかなと思いますけれども、幅広くそういう意見を聞きながら、国民合意を図っていくことが地域社会の中に新しい公共が定着していくためには大事なことではないかなと思います。

以上です。

○金子座長 では、白井さん、先にどうぞ。それから、福嶋さんもずっと黙っておられるので、手を挙げていただければと思います。逢坂さんも玄葉さんをお願いします。

○白井委員 資料8をごらんいただければと思います。

私どもは、ボランティアNPOに対して、事業型NPOとしての観点から、前回は義務教育段階の不登校児童生徒支援にも消費税がかかっているという問題提起をさせていただきました。やはり今回も事業型NPOとしての観点から、せっかく専門調査会もできたということで、大変ざっくりとはしているのですが、1つ問題提起をさせていただければと思います。

私どもはNPOを運営しておりまして、一番下の「事例」というところに書かせていただいたのですが、幾つか国の委託事業、所謂今までの官僚組織ではできなかったことを「新しい公共」あるいはNPOというものに対して委託をしていこうということで、幾つか受託をしてきたんですが、そのときに必ずといっていいほど、「組織の維持に係る費用（主に人件費）」には支出ができないということが書かれておるんです。例えばイベント型の事業とかでしたら、それでもいいんですけども、私どものように教育ですとか、福祉ですとか、国民の生活に根強く入り込んでいる場合には、事業は一度始めてしまったらやめられないんですね。そういう意味で、事業の継続ということと組織の維持継続というのは不可分のものであると。ここをなぜ分けるのかということについて、

非常に疑問を持ってまいりました。

NPOの職員というのは、霞を食って生きていると思われているのかなと思ったこともあったんですけども、どうもそうではなくて、やはりまだNPOを取り巻く法律が整備されていないから、こういうことになっているのかなと。その結果、官僚組織で、国の会計で用いられている基準をそのまま延長線上で持ってきているということで、そこに我々の会計を合わせていくということになっている。正直言うとかなり余分なエネルギーを使っているなと思うことが多いんです。

本当にたたき台のたたき台ということで、非常にざっくりとなんですけれども、「委託事業の予算項目に制限を設けない、用途の制限をしない。」そのかわりに、やはり質の担保ということですね。「分野別の指標を考慮した上で、投資回収率に基づいて成果報酬を設定する」ということを、また専門調査会の方でも調査していただけると非常にありがたいなと思います。世の中から必要とされるNPOであれば、資金調達に奔走するばかりでなく、安定して受益者のための事業に専念できるような環境づくりが「新しい公共」の担い手を育成していくことにつながるのかなと考えております。

もう一つ、やはりそれに関連して、先ほどから複数の委員の方からも出ておりますように、今日御欠席の寺脇さん、駒崎さんの方から出ている休眠口座の基金。行政からの委託事業というのは、全部後払いですので、かなりキャッシュフローが滞る時期というのがあります。そういう意味で、これを活用することができたら、非常にありがたいなというところで、これもやはり調査会でより議論を深化させていただければありがたいなと思います。

以上です。

○金子座長 駒崎さんに大分ラブコールがあるので、2、3人後ぐらいにいきますので、覚悟しておいてください。

次、山口さん。

○山口委員 私は、早瀬さん、黒田さんと一緒に出させていただきました資料7に基づいてお話しさせていただきます。

座長の取組み深化に向けての3番目、活動基盤整備ということにも関連するのですが、NGO、NPOを含めて、これからの担い手の組織が、単にお金がばらまかれて、それが一時的に使われるのではなく、いかに組織強化につながるかということが非常に重要かと感じております。

先ほど逢坂政務官から、「新しい公共」支援事業について御説明がありましたけれども、今回の補正あるいは来年度以降続く事業に関して、これが1回限りばらまかれて、それで終わりにならないように、是非それぞれの担い手に合った形での組織強化、具体的に言いますと、例えば会計ですか、資金獲得あるいはボランティアのマネジメントを含めました組織運営、これが強化されないと、やはり一時的に終わってしまう。そういった意味で、そこに協力できるものとして、全国にありますNPOセンターを始めとした中間支援組織がコンサルテーションを行ったり、専門家を派遣する、あるいは企業等がプロボノでもって協力する。そのような形での組織強化というものが、この支援事業の中でも使われるようにお願いします。

この支援事業の御説明の中には、財務諸表の作成というのがありましたけれども、一旦つくって

あげるではなくて、これをつくるための技術を習得していただく。そのためには、会計の専門家などが派遣されることが重要かと思うんです。特にどこの団体も必要になっている資金獲得においても、今まで経験を積んだ中間支援組織や、あるいはより長く経験しているNPO等が助言、アドバイスできるような仕組み。また、ウェブ等をつくるにおいても、プロのデザイナー等を含めた方たちが支援する仕組みというものを是非検討していただければと思います。

もう一つ、これは情報の御提供ですが、来年が「ボランティア国際年+10」という、2001年に日本が初めて国際年として提案しましたボランティア国際年の10年目に当たりまして、国連総会で正式に全世界にわたってボランティアの推進を行おうということに決まりました。

全社協や日赤あるいは労働組合、生協を含めた全国組織が一緒になってつくっている「広がれボランティアの輪」で、来年に向けて、「ボランティア国際年+10」を全国で進めていこうという動きがあります。まずは一般の方々がボランティア、公共というものを認識する1つの大きなチャンスですので、是非これをこの推進会議でも活用して、より多くの国民にボランティアの重要性、政策に関わることの重要性というのを認識するようなことができればと考えております。

○金子座長 それでは、小澤さん、加藤さんお願いします。

○小澤委員 私は市民生活に欠くことのできない旧来型の公共組織である消防団なんですけれども、来年がボランティア国際年+10ということですが、心情としては、ボランティアの気持ちで活動しています。その消防団の今の一番大きな悩みは、消防団員の減少ということで、この場では「新しい公共」の重要な担い手である企業と消防団との関係についてお話をしたいと思います。

消防団がなかなか活動することができづらい社会になっているのですが、その背景には、国民の方の意識やライフスタイルの変化、また就業構造の変化が非常に大きいと思っています。以前でしたら、消防団員というのは、農業とか小売業など、その地域地域で地に足を付けて仕事をして、生活をする人が担ってきたわけですけれども、今は消防団員の7割がいわゆるサラリーマン団員となっています。ですから、災害が発生したときとか、訓練等に非常に参加しづらい状況であり、活動を続けるには、団員の精神的な、また体力的な負担が非常に大きくなっているのが実情です。

サラリーマン団員が活動しやすいように、さまざまな方策が立てられているんですが、その中の1つが、消防団協力事業所表示制度という制度です。今日お持ちした資料の後ろから3枚目に、赤い人が腕を組んでいるようなマークがあるのですが、消防団に理解を深めてくれている事業所にこのマークを交付することによって、その事業所が社会的に地域で貢献している、また社会責任を果たしていると認められて、事業所の信頼性も高まるとともに、地域の防災力も向上するという制度です。

このマークを交付するだけではなくて、例えばこれは長野県1つだけなんですけれども、協力をしてくださる事業所の法人事業税等の減税を実施しているという県があります。また、場所によっては、入札資格の加点にするというところがあって、この税額の減額とか、入札しやすくなる制度というのは、ほかの地域の事業所の方も大いに注目をしているところです。山梨県の南アルプス市では、ステッカーを張りまして、商工会が団員サポート店を募集して、ステッカーの張られているサポート店では、消防団員に限って割引など、さまざまなサービスを受けられるという仕組みも在

ります。これは金銭的にどうこうという前に、消防団員が団員として誇りを持って活動することができる、あるいは事業所も地域のために消防団に協力しましょうという活動を一步進めることができるための仕組みではないかと思ひまして、全国的な何か取組みが是非必要かと思ひます。

今回、画期的な寄附金控除の税制が実現するということですがけれども、将来的にもこの寄附文化というのが日本にしっかりと根付いた場合には、消防団の運営自体も変わってくるのではないかという感想も持っています。

以上です。

○金子座長 逢坂さん、うなずかれましたが、何かありますか。

○逢坂総務大臣政務官 実は今日、この話が出るとは思っていませんでしたか、それを予想していたわけではないんですけれども、今朝、経済団体トップの皆さんと総務大臣の意見交換がございまして、その席上で私から消防団の話をしていただきました。経済団体トップの皆さんにしてみると多少違和感のあった話かもしれないんですが、日本の消防は常備消防と非常備消防によって成り立っている。特に阪神・淡路大震災のときに、この非常備、いわゆる消防団の活躍が顕著であったのが北淡町ですけれども、北淡町では亡くなる方が一人もいなかった。これはまさに消防団の活躍だろうと思っていますので、是非、企業の皆さんにもこの点は御理解いただいて、国を守るためにもよろしく願ひしたいという発言をさせていただきましたので、今の指摘も十分踏まえていと思ひます。

それと、先生、もう一点よろしいですか。

○金子座長 どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官 先ほど高橋委員から御指摘のあった件、非常に私は大事であると思ひております。と申しますのは、平成 13 年に地方自治法の改正があつて、指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度は公の施設を、いわゆる役所がずっと管理していたものは民間のさまざまな団体ができるというものでありますけれども、制度がスタートして7年経つて、今、いろいろな課題も指摘されているところです。その課題の指摘の中が、まさに先ほど高橋委員が指摘されたようなことも含まれておひまして、重要な指摘であると認識をしておひしますので、その点も踏まえてこれから進められていくべきと思ひます。

○金子座長 どうぞ。

○福嶋消費者庁長官 私も自治体に長くおひましたので、今の話に少し絡ませていただけたらと思ひますが、私も行政サービスの質をきちつと見ていくというのはとても大切であると思ひます。それで、NPOもいろいろあるというのもそのとおりであると思ひます。ただ、行政もいろいろありますので、NPOがやっているとか、行政がやっているからというのではなくて、税金を使った行政サービスの質をちゃんと住民が見ていくという仕組みがきちつとできることが大切かなと思ひておひます。

いずれにしても、資料2のペーパーにありますけれども、行政が公共サービスの実施者というだけではなくて、発注者としてちゃんと質の高いサービスを提供するところに発注をする。コストが安いところに下請に出すということではなくて、税を使った事業でも公務員がやると一番質がいい

と決まっているわけでは全くないので、税を使った事業でも、だれが実施者になると一番質が高まるのかというところで発注していくという視点が大切かなと思います。

そういうこともあって、政府と市民セクターの関係をコンパクトで定めていくというのはとても期待をしていますけれども、そこでもう一つ加えれば、政府と市民セクターだけの関係が豊かになればいいという話ではなくて、民間企業と政府、いろんな民間セクターと政府の関係が豊かにならないといけないと思いますので、民間企業への委託の中身もやはり豊かにしていく、質を高めていくということも併せて取り組んでいけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

たくさん手が挙がりましたので、それでは関連の発言でいただければと思います。

どうぞ。

○高橋委員 ですから、その辺のところをしっかりと議論するような場の担保を是非、関係者も含めて1回やらしてもらえればいいなというふうに切に思います。そのことは、社会全体としての合意形成ができて、この「新しい公共」というものが国民的に理解されて、地域に定着していくことに私はつながっていくんだと思うんです。そのことをやらないと、上だけで決まっても、おれは知らないと言って横を向かれたのでは、こんな革命的な、ある種、大事なことが地域ではおざなりにされたり、非常に残念なことになるので是非、その辺は丁寧な議論をお願いしたいと思っています。

以上です。

○金子座長 秋山さんはどうですか。経済団体のトップではない、まだそこまでは行っていないと思いますけれども、今日初めてでございますので。

○秋山委員 それはとんでもないことなんですが、私は企業の評価をする立場におりまして、先ほどの消防団の活動で出た、企業をどういうふうに巻き込んでいくか、先生の「■取組の深化に向けて」の4番目のところにも「(4)『新しい公共』の担い手としての企業のあり方」というふうにありますけれども、企業を巻き込んでいくことが非常に重要だと思っています。現在、意識の高い企業はさまざまな形で公共的な役割を担っていき、社会的責任という、CSRという言葉で言われていますが、社会の一員としての貢献といいますが、責任を果たしていきという活動を進めています。

そこで重要なのは、企業の取組みを更に進めていく上で重要だと思っていますのが、ほかの方の提出された資料を少し使わせていただいて非常に恐縮なんですけれども、ちょうど資料7の早瀬委員、山口委員、黒田委員の提出された資料の6番目のところに、まさに私が常々、問題意識として思っていることが出ておりますので、今までのご発言で触れていらっしやいませんでしたので、恐縮ですが、使わせていただきますと、いろいろな企業の関わり方として、例えば企業の社員の専門性を生かす、ボランティアとして生かすというプロボノ、これは実際にやっている企業はありますし、いろいろ事業の中でやっているところもあるんですけれども、そういったことをしている企業が評価されることが非常に重要であると思うんです。

それで、その評価というのは、例えば企業を表彰するというアイデアが北城さんのペーパーにも

ありましたが、そういう形もあるかもしれませんが、やはり企業として最もありがたいのは、消費市場の中で評価をされること。例えば企業を表彰するにしても、消費者の目から見た企業格付け、「新しい公共」への参加度での企業格付けのようなものをつくって、それが消費者の行動に反映されるとか、あるいは投資市場でも、投資家がそういった基準で企業への投資を考えられるような、そういう枠組みをつくっていくことが必要であると思います。投資ではSRI、社会的責任投資というものがあるんですけども、日本は本当に残高が少なく、6,000億円ぐらいしかなくて、アメリカは200兆円、ヨーロッパは、フランスで公的年金に加えて一部機関投資家が始めましたので、2年前から残高が20倍になりまして、今、ヨーロッパでは500兆円以上の残高があるんです。

それで、一つの提案として、やはり国民の将来を担う年金が、投資をする際にもそういう視点を入れていくというのが非常に重要であると思います。それで、投資をせよということではなくて、そういうことに関して投資方針として、どういう考え方を持っているのかという、そういう情報開示を促していく。今、さまざまな法制化で企業に対しても、金融機関に対しても情報開示が進められているわけですけども、その一環として、財務的な面だけではなくて、投資での社会的な点に関する方針を開示するような、そういう法律とか枠組みがあると、そのような投資も促進されますし、先んじている企業はそういったことを情報開示することによってより評価されるということにつながるのではないかと思います。

以上です。

○金子座長 駒崎さん、どうですか。2分間ぐらいで、どうぞ。こちら辺は寂しいので、この辺に来ていただいて、総理がおられた席に座っていただいてもいいかもしれませんけれども（笑）。

○駒崎専門調査会委員 御発言の機会をいただき、どうもありがとうございます。振られてすごく緊張しているんですけども、寺脇委員の提出資料を基にお話しさせていただきます。2分で終わりたいと思います。

先ほど来、休眠口座を活用した基金というお話が出ておりますが、こちらの方、休眠口座とは何かということの簡単なおさらいなんですけど、少額であることや、あるいは預金者の死亡等で銀行に死蔵されてしまっているお金のことを休眠口座といいます。銀行では10年、ゆうちょ銀行では5年で銀行の収入になります。

しかし、諸外国ではこの死蔵された国民のお金を国民の手に福祉や奨学金という形で返す取組みが行われています。代表的なものはイギリスでございます。Dormant Bank and Building Society Accounts Billという法律を1本つくりまして、大きな社会ファンド、Big Society Fundというものを創設しました。これによって、税金を一円も使わずして「新しい公共」あるいはサードセクターの活性化というものができるといような仕組みでございます。アイルランドでは、イギリスに先駆けて既にそれが存在しており、また韓国も先日、それがつくられました。

そういった形で、田中康夫議員がこちらの方を既に金融庁に紹介しておりまして、三菱東京UFJ、三井住友、みずほの3メガバンクに聞き取り調査をした結果、平成22年3月末に303億円、平成21年3月末に242億円を利益金として益金処理しているということで、毎年200~300億円のお金が銀行の下に入っているということで、金融機関全体としては毎年数千億円を超えるというこ

とが想定されるということでございます。

ですので、このお金を使って、ある種、このNPOバンクに対して、例えば向田委員のNPOバンクに無利子で貸与することによって日本中のNPOバンクが低利子でマイクロファイナンスが可能になったりとか、ホームレス支援をしている佐野委員のようなところに例えば無利子で貸し出すことによってホームレスの方を救うことができたりとか、早瀬委員のように中間支援で非常にいい成果を出されている中間支援団体が、本当にたくさんありますので、そういったところがNPOの立上げに貸し出したりとか、あるいは白井委員もおっしゃられたように、つなぎ融資に貸し出すことができる。そのような形で、非常にこのサードセクターを活性化させるお金として使うことができ、かつ税金を一円も使わずしてそれが可能になるというようなスキームでございます。

願わくば、この取組みに関して調査委員会の方でより精緻に、深く調べさせていただくことをお許しいただければ、より具体的な提案がここでできるのではないかと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子座長 ありがとうございます。

時間がだんだんなくなってきましたが、今日まだ御発言いただけていない方で、それでは黒田さんと、あと浅岡さんもなにかありましたらお願いします。

○黒田委員 ありがとうございます。

先ほどの早瀬さん、山口さん、黒田の提出資料の最後の部分については、既に秋山委員の方から御説明がありました。ありがとうございます。その続きということで少しだけ発言させていただきます。もう既にプロボノ支援の拡充とか、公的な年金基金を社会的責任投資ファンドで運用とか、あと、企業の財務情報と非財務情報を統合して情報開示についてはお話はいただきましたので、最後の「新しい公共」の担い手についてのみ、申し上げたいと思います。

今年の11月1日に、組織の社会的責任に関する国際ガイドライン規格、ISO26000というものが発行しましたが、これは企業だけを対象としているものではなくて、あらゆる組織を対象としている規格です。ですので、今日、何人かの委員の方が既にお話しされていますが、企業だけではなく、消費者、消費者団体、労働者団体、自治体、生協、NPO・NGOなど、多様なステークホルダーが - 先ほどのお話の中にマルチステークホルダー型の取組みというイタリアの話もございましたけれども - それぞれ応分の社会的責任というものを果たしながら、それぞれの立場から協働することで「新しい公共」を推進する。それを後押しするような仕組みづくりを検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、浅岡さん、お願いします。

○浅岡委員 済みません、繰り返しになりますが、先ほどの早瀬さんが言った社員との関係の件ですけれども、私もNPOに関係しております、NPO法がそういう構成になっておりますが、社員という資格を選択する人を拒むことができません。これはやはり本当に制度を死なせることになると思いますので、そこは御留意いただきたいと思います。

もう一つ、やはり「新しい公共」で、今、行政がやっていることをNPOに担わせるという部分は、一体、何なのかということをよく議論していただかないといけませんし、行政で賄われていない部分を我々が創発的に提供していく部分が提案としては必要なのではないかと思います。

もう一点、最後だけ、契約の形態は委託、請負とありますが、誠に使いにくい。この点は本当によく承知していただきたい。私はアメリカのファンドを使ったことがあるんですが、全く違ったので、この点は学んでいただきたいと思っております。

○金子座長 ありがとうございます。

時間がそろそろまいりましたが、是非、これだけは30秒で言いたいという方がもしいらしたら、それでは早瀬さん、お願いします。

○早瀬委員 皆様のお手元に今日は全国ボランティアコーディネーター研究集会のチラシ（開催要項）があるんですけども、何の話かといいますと、（別にみなさんに参加してほしいというPRのために配布したのではありません。そうではなくて）実は阪神・淡路大震災の起こる3か月前に、これの第1回をやっています。それで、「来年は東京で集まろうね」と言っ（てい）たのが、3か月後に地震が起こった。それで、あの阪神・淡路大震災で多くのボランティアの皆さんが現地のニーズとつながれたのは、このボランティアコーディネーターが（現地に拠点を置いた我々の依頼に応じて被災地に）集まったからなんです。ですから、一般の市民の皆さんが参加することはとても大事なんですけども、そのときにその皆さんをマッチングする専門家を養成するというのもとても重要で、そのことを今度の支援事業の中では議論していきたいと思っております。

以上です。

○金子座長 ほかはいかがでしょうか。

高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 私の方からは、私が今、取り組んでおります都市と農山漁村の交流の取組みの情報誌を配付させていただきましたので、是非ごらんになってください。

○金子座長 わかりました。

それでは、藤岡さん、坪郷さんで終わりにしましょう。30秒ずつでお願いします。

○藤岡委員 私は2番と3番のところの、政府と行政との相互交流なんですけれども、単なる交流ではなく、例えば公務員の方が辞めてサードセクターで働くとか、企業の方が辞めてサードセクターで働くとか、サードセクターの労働環境が整わないことには相互交流も難しいのではないかと思います。有給職員がいないところでは、なかなかいろんなインターンの方とか、プロボノと言われても、その仕組みはしづらいと思いますので、働くというところの環境のところをとらえていただきたいと思っています。

○金子座長 ありがとうございます。

坪郷さん、お願いします。

○坪郷委員 先ほど発言できなかった関連で、（出資型非営利法人ないし社会的企業に関連して）既に出ているわけなんですけれども、イタリアの社会的協同組合の調査は重要だと思います。同時に、国内でも障害者の雇用も含めて取り組んでいる事例がありまして、例えば「社会的事業所」制度と

は県や市など自治体で取り組んでいるケースもあります。ワーカーズ・コレクティブなどで障害者雇用を保障しているところもありますので、そういう国内の実態について十分調査が必要だと思えます。

もう一点、今日は5の「支え合いと活気のある」社会に関連したものが出ていないのですが、この中で特に支え合いのところでは、防災とか大災害という問題で、この間いろいろ議論があったと思うんですけども、防災を考えるときにはやはり多様なテーマを統合し、多様な担い手を結び付けるということが重要になります。こういう防災などを想定しながら、人のつながりというものを考えていくということも重要ではないか。

そのときに、今、早瀬さんも言われましたけれども、中間支援組織が多様なテーマ、多様な担い手を結び付けるという役割をしたいと思いますので、中間支援組織を強化していくという論点が重要だと思います。

○金子座長 ありがとうございます。

時間がまいりましたが、どうぞ。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 玄葉さんに締めをいただく前に、今日は方向性をまとめなければだめです。要するに、資料1が出ていて、理念とか、ある程度、大きなジャンルの話よりももっと具体的な提案があり、他にもこういう制度を調査すべきであるという話が出ています。それをできるだけ早く、半年間ぐらいのスパンで、何を専門調査会に、この推進会議自身はそんなにたびたびできないでしょうから、この調査をお願いすべきであるということをもとめるべきです。例えばいま座長が整理をして、大まかにこの場で合意を取り付けるというのも一案ですし、それは少し無理だということであれば、今日出されたものを少し吟味し、年明けの割と早い段階とか、年末でもいいですけども、何をこれからのアジェンダとするか提示いただく。またそれを専門調査会にどのような形で調査をお願いするか。専門調査会もそんなにたびたびは開けないのならば、その下でどういう調査体制を取るのか、年内あるいは年明けのすぐのタイミングで決めた方がいいのではないかと。少し議事進行を乱した責任を負って申し上げますと、そういうことではないかと思えます。

○金子座長 ありがとうございます。それは玄葉さんのスケジュールにかかっている面もありますので――これは冗談ですけども――最後に何かございますでしょうか。

○玄葉内閣府特命担当大臣 まとめは是非、金子座長にさせていただくということであると思えますが、予定調和の会議ではないので、とてもいろんな反応が出て興味深かった。ただ、まとめるのが恐らく、座長は大変だなと思いながら聞いておりました。

先ほどの休眠口座の活用の話もありましたが、御存じのように、今回の補正予算では都道府県に2億円くらいずつ取崩しの基金を渡すわけですけども、本当にそういうことができるようになれば、以降はそういう資金でやれるなと思いついておりましたし、本当に日本版コンパクトの在り方についてもいろんな参考になる御意見を今日はいただいたと思えますし、質の担保をどうしていくのかという話もあります。

あるいは私も、選挙区柄というのか、生まれ育ち柄というのか、消防団の重要性は実はとても身

にしみて理解をしております、金子座長にまとめていただくに当たって、この消防団、あるいは協同組合といったものの位置づけをどういうふうに考えていくのかを上手にまとめていかないとはいけませんし、逆に言いますと、いいバランスを考えていかなければいけないなと思ったりもいたしました。

同時に秋山委員から、年金投資を運用するときに企業格付けを使うというのもなるほどなと思いつながりながら伺っておりましたし、その他のお話についても、なるほど、なるほどではありませんけれども、まだそういうレベルではありますが、うなずいて聞いておったところでありまして、本当に今日も貴重な御意見をありがとうございました。

あとは、やはり私が考えるに、今日の御意見を踏まえて金子座長がまとめていただいて、次に提示していただくというのが私は一番よいのではないかと思います。

以上です。

○金子座長 ありがとうございました。

逢坂さん、何か一言ございますか。

○逢坂総務大臣政務官 先ほど、私が市民公益税制PTの報告をさせていただきましたが、とりまとめに当たったのは先ほどまでこちらにいました鈴木克昌総務副大臣なんですけれども、鈴木克昌副大臣の強い意向で、この報告書の「はじめに」というところの最後にこう書いてあるんです。

『新しい公共』の担い手を支える環境を税制面から支援するこの報告書は、後世から見て、“あの時”こそ、日本が『支え合いと活気がある社会』へと変貌を遂げる転換点だったといわれうる内容を含むものである」ということが書いてあるんです。

これは、実は鈴木克昌副大臣が是非、この言葉を入れてくれというふうに強く要望しているんですが、その意気込みを持って、この税制のPTの報告書もつくっている。今日もまさにそういう場であったというふうに理解をしております。これからよろしくお願いいたします。

○金子座長 ありがとうございました。

今日の議論をまとめると言ってもまとめられないんですが、私の頭の中はもうぐるぐる回っております。しかし、この推進会議が大変重要なミッションを負っているということはひしひしと皆さん、感じていただいたと思います。

私の趣味から言いますと、個別具体的なものを並べるというよりも、もう少し概念化して進めたいということもございます。多分、両方をやっていくのがよいのではないかと思います。先ほど、松井さんの御意見もありました。また、年末までに玄葉大臣、逢坂政務官の御意見もいただきながら、この資料1を踏まえつつ、それには拘泥せずに、何かしらの形で、今日の御意見も含めて今後の御提案というものを、多分1月にこの会議に皆さんに集まっていただくことになると思います。日程の方はまだこれからでございますけれども、それまでにジグソーパズルを解く形で提案をさせていただきたいと思います。

是非ダイナミックなもの、それから後世に残るようなものと、両方できる、そういう会議体になりたいと思います。今日は大変楽しく意見を拝聴しております、私、座長としては大変難しいなとは思いつつ、また楽しみになっております。また皆様方のお知恵をお借りしながら、次の会議ま

で何かしらの方向性の御提案をさせていただければと思います。

今日は長い間、どうもありがとうございました。これでおしまいにします。ありがとうございました。
した。(拍手)